

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

棚底加入区

熊本県告示第 235 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字若蕨 1849、1852 の 4、1852 の 12、1852 の 14 から 1852 の 20 まで、1867 の 1、1867 の 3、字古道 1891 の 1、字吹ノ峠 1940、1941 の 1、1941 の 4、1942 から 1946 まで、1947 の 1、1947 の 3、1948、1949、1958、1958 の 1、字小椎尾 1975 の 1、1975 の 3、1977 から 1980 まで、1983 から 1985 まで、1986 の 1、1989、1990、1997、2015、字上宇治 2015 の 1 から 2015 の 4 まで、2015 の 7 から 2015 の 10 まで、2015 の 12、2015 の 13、2015 の 15、2015 の 16、2015 の 18、字小椎尾 2041、2043、字上宇治 2045 の 1、2046、2051 の 1、2051 の 3、2051 の 4、2051 の 6、2053 の 1、字市ノ平 2106 の 1、2106 の 6、2106 の 7、2106 の 10、字南宇土 2151、2159、字奈久葉山 2192 の 1、2193、2194 の 1、2195 の 1、2199 の 1、2199 の 10、2202 の 1、2202 の 11、2234、字琵琶ノ首 2243 の 1（次の図に示す部分に限る。）、2243 の 2、2244 の 2、2256 の 2、2265 の 2、字亀甲 2388、2393 の 1、2394
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 236 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 237 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 葦北郡芦北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本

県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 238 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	住 吉 熊本線	菊池郡菊陽町大字津久礼字中迎原 3240 番 1 地先から 同 所 同 字 3238 番 7 地先まで	前	8.8 ～ 10.1	48.5	仮設道 設置
			後	9.5 ～ 12.2	48.5	

2 区域変更する期日 平成 17 年 3 月 4 日

熊本県告示第 239 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 3 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森字前鶴 597 番 1 地先から 同 所 同 字 606 番 地先まで	211.0	単幹道

2 供用開始する期日 平成 17 年 3 月 10 日

熊本県告示第 240 号

旧過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく御所浦町道の改築工事が次のとおり完了したので、旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成 2 年政令第 91 号）第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延長 (メートル)	完了年月日
御所浦町道本郷椈の木線	(起点) 天草郡御所浦町桑ノ木畑 2346 番 2 地先 (終点) 天草郡御所浦町椈本 2235 番 1 地先	387.0	平成 17 年 2 月 21 日

公 告

熊本県公告第 163 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
牛深市牛深町字鬼塚 2061 番 21
宅地 1,699.79 平方メートル
最低売却価格 53,000,000 円
- 2 入札期日
平成 17 年 3 月 29 日（火） 午後 1 時 30 分
- 3 入札場所
牛深市牛深町 2286 番 103 牛深市役所 2 階大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 17 年 3 月 25 日（金） 午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 17 年 4 月 15 日（金）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096 - 383 - 1111 内線 3308）

熊本県公告第 164 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。
平成 17 年 3 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1295号	混合石灰肥料	果樹園芸用粒状混合石灰	アルカリ分 : 50.0 可溶性苦土 : 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜四丁目 78 番地	平成 17 年 1 月 24 日